

「新型コロナウイルス対策に関する声明」

2020年3月13日

中国から発した新型コロナウイルスは全世界に蔓延した。毎年起こるインフルエンザに比べると危険性は少ないという人もいた。しかし、117ヶ国に広がり、患者数は12万人を超え、死者は5千人に達しようとしている。WHOもようやくパンデミック宣言を出した。ウイルスの実態が掴めず、何より治療法が確立していない。不安が募るのも当然であろう。更に、感染を抑えるために、社会生活が著しく制限され、企業が危機に見舞われ、生活が成り立たなくなっている人もいる。世界の経済的損失は測り知れないものになってきた。この混乱の中、不足したマスクを高値で転売し利益を得る者、盗む者さえ現れている。ティッシュ、トイレットペーパーがなくなるとの偽情報や根も葉もない「フェイク」治療法を流したりする者も現れている。世界各地で、痛ましい民族差別も起こっている。反対に、感染を抑え込もうと懸命に働く医療従事者たち、困っている人を助けようと献身的に支える人もある。その人が培ってきた本性が、問題が起こった時、隠しようもなく現れるのではないか。事実即した対策で、感染が早期に収まることを期待する。

自民党の中から、この機に念願の「緊急事態条項」を作ろうという意見が出始めていた。案の定、特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を出せる法案が出された。反対しているのは共産党だけで、与野党合意の下で13日に成立する見通しである。強権的になってきた安倍政権が「緊急事態宣言」をどのように扱うか。国民の自由と権利を制限する方向に向かわないように注視しなければならない。全国の大学教授と名誉教授たち63名の憲法研究者たちが、3月12日に声明を出し、阻止のために、諸政党に反対ファックスを送るようにとの依頼がきた。安倍政権の暴走を阻み、問題点を確認するために、声明を転載したい。

「新型コロナウイルス対策に関する憲法研究者有志一同の声明」

私たち憲法研究者有志一同は、市民の生命や健康を守るため、マスク不足の解消や日本国内での検査体制の拡充、経済対策の具体化など、適切で迅速な新型コロナウイルス対策の拡充及び実現に向けて、憲法の意図する仕組みと手続を無視した総理大臣の独断的・場当たり的な緊急の対応ではなく、専門家の意見を踏まえ、あくまで政府(=内閣での合議による)として、さらには国会を通じて全力で取り組むことを要請します。

他方で、新型コロナウイルス対策のために目下画策されている、「緊急事態宣言」を可能とするための新型インフルエンザ等特別措置法(以下、特措法)の改正については、以下の理由から断固反対します。確かに、この法律には、すでに市民の自由や権利を大幅に制限することが可能な緊急事態宣言を出すことができる仕組みが取り込まれています。しかしながら、その仕組み自体、国会の関与は限定的で、政府の拡大解釈による適用の危険性もあり、時間をかけてきちんと再検討する必要があります。特措法に基づく緊急事態宣言は、政府の恣意的判断によって、権力の集中を招き、市民の自由や権利を広範に制限し、市民生活の破綻につながりかねないものです。今、国民の目の前で繰り広げられている新型コロナウイルスへの対応をめぐる政治の混乱をみればわかるように、適切な統治能力を欠いた状況下での拙速な改正は百害あって一利なしというべきものです。

今、緊急に行われるべきことは、特措法改正ではなく、これ以上の感染を防ぐための有効な施策を早急に講ずることです。私たちは、政府および国会に対し、市民の自由や権利を制約する不必要な法律改正を中止し、感染拡大防止のため最大限の努力を行うことを強く要請します。

以上